

時価等情報

■ 有価証券関係

貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

種 別	平成31年3月期	令和2年3月期
	当期の損益に含まれた評価差額	当期の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	0	△ 0

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区 分	種 類	平成31年3月期			令和2年3月期		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	28,372	28,851	478	20,256	20,526	269
	社債	1,300	1,328	28	1,450	1,463	13
	小計	29,672	30,179	506	21,706	21,989	282
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	400	399	△ 0
	小計	-	-	-	400	399	△ 0
合計		29,672	30,179	506	22,106	22,388	282

3. 子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

種 類	平成31年3月期	令和2年3月期
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社株式	75	75
関連会社株式	-	-
合計	75	75

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

4. その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	種 類	平成31年3月期			令和2年3月期		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	9,882	3,930	5,952	8,423	3,351	5,071
	債券	114,026	112,180	1,845	97,077	95,904	1,172
	国債	45,170	44,388	781	35,705	35,217	487
	地方債	44,265	43,592	673	40,849	40,408	440
	社債	24,589	24,199	390	20,522	20,277	244
	その他	238	199	39	571	554	16
	小計	124,147	116,310	7,837	106,071	99,810	6,261
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	121	159	△ 38	1,015	1,250	△ 235
	債券	302	303	△ 0	10,101	10,156	△ 55
	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	7,989	8,028	△ 39
	社債	302	303	△ 0	2,111	2,128	△ 16
	その他	360	372	△ 11	-	-	-
	小計	784	835	△ 50	11,116	11,407	△ 291
合計	124,932	117,146	7,786	117,188	111,218	5,969	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

種 類	平成31年3月期	令和2年3月期
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
株 式	226	226
その他	5	5
合計	231	231

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当期中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 別	平成31年3月期			令和2年3月期		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	449	204	-	179	152	-
債券	2,734	72	-	1,946	41	-
国債	-	-	-	1,024	16	-
地方債	2,734	72	-	922	24	-
社債	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
合計	3,183	277	-	2,126	194	-

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前事業年度における株式の減損処理額は、7百万円であります。

当事業年度における株式の減損処理額は、15百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、決算日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、あるいは決算日の時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもののうち時価の回復する見込みがない場合にはすべて減損処理を行っております。

■ 金銭の信託

該当ありません。

■ その他有価証券評価差額金

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	平成31年3月期	令和2年3月期
評 価 差 額	7,786	5,969
その他有価証券	7,786	5,969
その他の金銭の信託	-	-
(△) 繰延税金負債	△ 2,370	△ 1,823
その他有価証券評価差額金	5,415	4,145